

## 1. 平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況

厚生労働省が、「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめ公表しました。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、都道府県労働局、各労働基準監督署、駅近隣の建物などで、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応する制度の「総合労働相談」、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する労働局長による「助言・指導」と、都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度の「あっせん」の3つの方法があります。

総合労働相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請の件数いずれも前年度より増加し、総合労働相談件数は117万7,983件（前年度比1.2%増）、そのうち労働基準法などの違反に関わるものを除く民事上の個別労働紛争は26万6,535件（同5.3%増）、助言・指導申出件数は9,835件（同7.1%増）、あっせん申請件数は5,201件（同3.6%増）でした。総合労働相談件数は11年連続で100万件を超えて高止まりしています。紛争の内容は、3つの方法の全てで「いじめ・嫌がらせ」が過去最高になり、民事上の個別労働紛争の相談件数では82,797件（同14.9%増）、助言・指導の申出では2,599件（同15.6%増）、あっせんの申請では1,808件（同18.2%増）でした。パワーハラスメントなどのハラスメント問題は深刻ですね。

## 2. 労災保険給付と健康保険給付について

### ■労災保険給付とは

労働者が、「業務中・通勤途上」で傷病等を負った場合、書類を作成し、所轄の労働基準監督署に届出のお手続きをしていただくことで、労働者災害補償保険（※以下労災保険）による給付を受けることができます。一時的に立替をすることもありますが、医療機関で被災した方の負担はありません。



### ■健康保険給付とは

上記以外の私傷病に関するものについては、健康保険からの給付の対象となり、医療機関で健康保険被保険者証を提示し、一定の負担をお支払いすることで保険給付を受けることができます。

以上が原則となりますが、本来は労災保険の対象でありながらも、健康保険での給付となっているケースがあることから、厚生労働省は、「労災認定された傷病等に対して過去に医療保険から給付を受けていた場合における給付の調整について」という通達（保保発0201第1号平成29年2月1日）を出しています。

この通達では、従来は、健康保険から受けた保険給付については全額返還し、その後改めて労災保険に保険給付の請求をしていたものについて（→立替が生じる。）、被災労働者が所定の手続きを採ることで、返還は不要となります。そして、労災保険と健康保険との間で調整をするということが記載されています（→立替が生じない。）。従来に比べて手続きでの負担は減りましたが、一定のお手続きは必要となります。

労災保険給付では、書類の作成には事業主の証明として記入する必要があります。また、健康保険給付では傷病手当金の給付申請の書類を作成する際に事業主の証明欄があります。労災保険給付と健康保険給付の取扱いの違いについて、社内研修の機会を利用して確認しあうことをされてみてはいかがでしょうか。

## ● 編集後記 ●

梅雨明けが間近の気配ですが、今年の夏のご予定はいかがでしょうか。年度更新・算定のお手続、同一労働同一賃金・働き方改革と、事業場の総務担当をされている皆様はほっとする間もなく、日々を過ごされているかと思えます。これから暑さ本番ですので、どうぞご無理をなされないようにしてください。

ふくおか社会保険労務士事務所

〒180-0006 東京都武蔵野市中町2-18-16 プルミエール武蔵野 103

<https://www.sharoushi-fukuoka.com/> E-mail:tusentack.foreveryone@outlook.jp

編集・発行  
社会保険労務士  
秋山幸子  
安部眞一  
隅谷泰旭  
福岡秀行  
酒井嘉孝